

○環境省令第十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第二項及び第六項の規定に基づき、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月八日

環境大臣 江田 五月

汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二十号中「次條第二号」の下に「及び第五條第十六号ロ」を、「第四條第二号ロ(2)(ハ)」の下に「及び第五條第十六号ロ」を加える。

第五條第八号に次のただし書を加える。

ただし、当該分別等処理施設に係る汚染土壤処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壤処理施設がセメント製造施設のみである場合は、この限りでない。

第五條第十六号口中「大気有害物質（前條第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質を除く。）を「

令第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる大気有害物質並びにダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。